

始良保護区保護司会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、始良保護区保護司会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、事務所を始良保護区更生保護サポートセンターに置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、保護司法（以下「法」という。）第 13 条に規定する保護司会として、その任務を円滑に遂行するとともに、法第 1 条に規定する保護司の使命達成に資する活動を行うことを目的とする。

(活 動)

第 4 条 本会は、次の事務を任務として行うほか、前条の目的を達成するために必要な活動を行う。

- (1) 法第 8 条の 2 に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
- (2) 保護司の職務に関し必要な資料及び情報の収集
- (3) 保護司の職務に関する研究及び意見の発表
- (4) 保護司の職務に関する研修
- (5) 保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝
- (6) 保護司の人材確保の促進に関する活動

(会 員)

第 5 条 本会は、始良保護区に配属されている保護司を会員とする。

(部 会)

第 6 条 本会に、第 4 条の活動を遂行するために、総会、理事会の意見を聞いて、次の部会を設け、それぞれ部会長を置く。

部 会 名	業 務 内 容
総 務 部 会	庶務、会計、総合調整的な業務
研 修 部 会	研修業務
広 報 部 会	地域、関係機関等への広報、機関誌発行

2 部会については、別途これを定める。

(サポートセンター)

第 7 条 霧島市国分中央 5 丁目 1 - 39 に始良保護区更生保護サポートセンター（以下「サポートセンター」という）を設置する。

2 サポートセンターにはサポートセンター長を置く。

3 サポートセンター長は保護司会会長とする。

4 サポートセンターの運営は鹿児島保護観察所長の指名を受けた企画調整保護司を中心に行うものとする。ただし、サポートセンター設置の趣旨を踏まえすべての会員が本サポートセンターの適切な運営に参加協力するものとする。

5 その他サポートセンターの運営に関しては

- ① 「更生保護サポートセンターを活用した更生保護活動の促進について」（通達）（平成 23 年 3 月 25 日法務省保更第 108 号）等に基づくものとする。
- ② 運営要領については、別途これを定める。

(支 部)

第 8 条 本会に、次のとおり支部を設けそれぞれの地区に理事を置く。

2 理事は支部会員の互選とし総会の承認を得る。ただし、当該年度に退任予定者は除く。

支 部 名	地 区	支 部 名	地 区
霧 島 支 部	国 分	霧 島 支 部	牧 園
霧 島 支 部	隼 人	始 良 支 部	加 治 木
霧 島 支 部	霧 島	始 良 支 部	始 良
霧 島 支 部	福 山	始 良 支 部	蒲 生
霧 島 支 部	溝 辺	湧 水 支 部	湧 水
霧 島 支 部	横 川		

第 2 章 役 員

(役 員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 人
- (2) 副 会 長 2 人
- (3) 理 事 1 1 人 (会長、副会長を含む)
- (4) 事 務 局 長 1 人
- (5) 監 事 2 人

(役員を選任)

第 10 条 会長及び副会長は、理事の中から総会において選任する。

- 2 監事は理事会において選任し、総会の承認を得る。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 事務局長は、保護司会の会員の中から、会長が推薦し、理事会の承認を得るものとする。ただし、事務局長は会長副会長を兼ねることができない。

(役員職務)

第 11 条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長からあらかじめ定めた順序により、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠員のときには、その職務を行う。
- 3 理事は、理事会を組織し、会則の定め及び総会の議決に基づき、会務を執行する。
- 4 事務局長は、会長の指揮監督を受け、本会の事務を掌理する。
- 5 監事は、会計及び理事の会務の執行状況を監査する。

(役員任期)

第 12 条 役員任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は辞任又は任期満了後においても、その定数を欠くときは、後任者が選任されるまではその職務を行う。
- 但し、保護司を退任し会員資格を失った場合はこの限りでない。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 13 条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第 14 条 総会は、会員をもつて構成する。

- 2 総会は、毎年 1 回以上開催するものとし、会長が招集する。
- 3 会員の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会は、この会則で別に定めるもののほか、本会の運営上重要な事項を議決する。
- 5 総会を開催する事が困難な事態が発生した時は、書面決議書をもって議案の表決が出来る事とする。

(理 事 会)

第 15 条 理事会は、理事をもつて構成する。

- 2 理事会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 理事現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的を示して招集の請求があった場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決に基づく会務の執行に関する事項
 - (3) 法第 8 条の 2 の計画の策定に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の定足数)

第 16 条 会議は、構成員の現在数の過半数の出席がなければ開会する事ができない。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選任する。

(議 決)

第 18 条 会議の議決は、出席者の過半数をもつて決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

第 4 章 会 計 等

(経 費)

第 19 条 本会の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金、その他の収入をもって充てる。

2 本会の資産は、会長が管理する。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(活動計画及び予算)

第 21 条 本会の事業計画及び予算は、総会の議決により定めなければならない。

(活動報告及び決算)

第 22 条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後 60 日以内に、監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

第 5 章 雑 則

(事 務 局)

第 23 条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、会長が委嘱し、会長が定めた事務に従事する。

(会則の変更)

第 24 条 この会則は、総会の議決を経た場合には、変更することができる。

(施行細則)

第 25 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。

2 この会則は、平成19年8月10日一部改正同日施行。

(第7条2、第8条、第9条4、第10条4)

3 この会則は、平成20年5月26日一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

(第7条1項、2項)

4 この会則は、平成20年5月28日一部改正同日施行

(第8条(5))

5 この会則は、平成28年5月20日一部改正同日施行

(第2条、第6条1、第7条、第8条)

6 この会則は、2019年5月17日一部改正同日施行

(第7条5項、第9条)

7 この会則は、2021年5月7日一部改正同日施行

(第8条2項、第10条2項、第12条1項)

組織構造の簡素化により一部訂正

8 この会則は、2022年5月13日一部改正同日施行

(第7条3項、14条5項)

始良保護区保護司会細則

(文書管理)

第 1 条 本会の文書類の管理を次のとおりとする。

1 常備する簿冊

一般文書綴

議事録

会計資料類

人事関係

会員名簿類 (電子ファイル)

2 保管期限 (会計年度による)

一般文書綴 1 年

議事録 3 年

会計資料類 7 年

人事関係 10 年

3 注意事項

管理責任者は事務局長とし、電子ファイルへのアクセス及びコピー、編集等は責任者の許可なく出来ない。

(慶 弔)

第 2 条 本会会員の慶弔の場合をそれぞれ次のとおり定める。

1 次の受賞の場合それぞれの金額に相当する記念品を贈答する。

(1) 法務大臣表彰 10,000 円

(2) 全国保護司連盟理事長表彰 7,000 円

(3) 九州地方更生保護委員会委員長表彰 5,000 円

(4) 九州地方保護司連盟会長表彰 4,000 円

(5) 鹿児島保護観察所長表彰 3,000 円

(6) 鹿児島県知事表彰 5,000 円

2 辞任等の場合の餞別

辞任 (5 期以上) 10,000 円

3 死亡等の場合

(1) 会員本人の場合 15,000 円 (花輪・香典料を含む)

(2) 会員の配偶者が死亡した場合 5,000 円 (香典料)

(3) 会員本人が 3 週間以上の入院または 1 月以上の自宅療養にあるときは、5,000 円の見舞金とする。

4 その他

本会の会員及びその他の関係者で特に功労があると認められる場合は理事会の議決を経て、これを表彰しまたは感謝の意を表すことができる。

附 則

この細則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は平成 19 年 8 月 10 日一部改正同日施行。(第 2 条 3 (3))

この細則は平成 28 年 5 月 20 日一部改正同日施行。(第 2 条 2)

この細則は平成 29 年 8 月 18 日一部改正同日施行。(第 1 条)